栗原地域の地域資源活用による滞在型観光等推進業務
に係る質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	**質問1　Instagram広告・海外向け広告について** 造成する観光コンテンツの参加者募集にあたり、Instagram・Facebook等の有料広告を活用する場合、広告出稿費、動画制作費、編集費等を委託費に計上することは可能でしょうか。 また、広告の配信先を首都圏に限定せず、国内全域や海外地域に設定することは可能でしょうか。	どちらも可能です。
2	**質問2　外国人観光客の参加・通訳費について** 日本国内を旅行中の外国人観光客を実証ツアーの参加対象とし、仕様書に定める5人以上の参加者に含めることは可能でしょうか。 また、外国人参加者向けの通訳費、英語への翻訳費、多言語募集資料等の制作費を委託費に計上することは可能でしょうか。	どちらも可能です。
3	**質問3　国内・外国人向けの2種類の商品造成について** 同一の観光コンテンツを基本とし、日本人向け、外国人向け通訳付きの2種類のプランを造成することは可能でしょうか。	本事業において造成した観光コンテンツに係る宿泊を伴う体験ツアーを実施するに当たり、外国人向けに通訳付きのプランを設定することは可能です。
4	**質問4　2泊3日・中日の自由行動について** 2泊3日の観光コンテンツにおいて、1日目と3日目に地域体験プログラムを設け、2日目を参加者の自由行動日とする構成は、滞在型観光コンテンツとして認められますでしょうか。	宿泊を伴う体験ツアーの実施に当たり、１日目と３日目に造成した観光コンテンツを体験し、２日目を自由行動日とする構成について、妨げるものではありません。

5	**質問５　自社宿泊施設の利用と経費計上について** 実証ツアーの宿泊先として、受託予定事業者が運営する宿泊施設を利用することを想定しています。 この場合、当該宿泊施設の宿泊料金を委託対象経費として計上することは可能でしょうか。また、計上可能な場合、通常の宿泊料金、実費相当額など、積算方法に条件はありますでしょうか。	宿泊料金を委託経費として計上する場合にあっては、当該宿泊先の選定が経済的かつ公平に選定されていることが求められるため、原則として複数の宿泊施設との比較が必要となります。また、対象となる宿泊料については、提案するツアー内容として過度なサービスとならないよう留意してください。なお、本事業により造成した観光コンテンツの継続性の審査に当たって、自走化可能な提案となっているかについても判断材料となりえます。
6	**質問６　地域住民との共同調理・夕食交流会について** 観光客と地域住民が共同で調理し、食事を囲む交流体験を予定しています。 参加者5人程度に加え、地域住民5～7人程度を無料で招待する場合、地域住民分も含めた食材費、調理会場費、消耗品費等を委託対象経費に計上することは可能でしょうか。	可能です。なお、本事業により造成した観光コンテンツの継続性の審査に当たって、自走化可能な提案となっているかについても判断材料となりえます。
	質問７人件費・体験受け入れ謝礼について 地域の協力店舗に支払う体験受け入れ謝礼や、代表者が共通する別法人に体験指導を委託する場合の経費について、計上条件や必要な証拠書類があれば御教示ください。	謝金について、計上条件はありません。 代表者が共通する別法人に体験指導を委託する場合など、受注者が業務を再委託する場合は、発注者との協議が必要です。 証拠書類については、業務委託仕様書４「委託業務の経理等」に記載のとおり、経理書類として適切な証拠書類を判断し（例えば、契約書や請求書、領収書、帳簿の控え等）、整理・保管してください。
	質問８広告動画・写真の著作権と継続利用について 本事業において、地域の個性的な人物を一人ずつ紹介する短編動画・写真・広告画像等を制作し、SNSで発信することを想定しています。 これらの制作物について、事業終了後も受託事業者が観光商品の継続販売や地域のPRに利	本業務による制作物の著作権は、発注者へ帰属するため、事業終了後、受注者が利用を希望する場合は、発注者との協議をお願いします。 また、事業開始以前から保有する映像・写真等を編集素材として使用した場合、素材自体の著作権は受注者に所有権があります。

	用することは可能でしょうか。 また、事業開始以前から保有する映像・写真等を編集素材として使用した場合の著作権の取扱いについても御教示ください。	
	質問９今回のように、自社の宿泊施設での宿泊と、地域の事業者が提供する食事・体験を組み合わせて一括販売する場合、旅行業登録が必要になるでしょうか。	販売内容が旅行業に該当するかの判断は、旅行業法を確認いただき、受注者自身でご判断ください。 なお、判断しかねる場合は、旅行業登録制度を所管する宮城県経済商工観光部観光戦略課観光政策班にご相談願います。
	質問１０ 宿泊を伴う実証体験については、ツアー参加者は延べ5名以上という理解でよろしいでしょうか。	実証体験については複数回を行うことが可能ですが、参加者数は合計５名以上とすることが必要です。